

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業価値をより一層高め、株主の皆様、お客様及び社会に信頼される企業であり続けることが、企業の社会的責任であると認識しております。そのため、社外取締役及び社外監査役を選任し、客観的な経営監視機能の強化、並びに適時適正な情報開示の推進による透明性の確保に努めるなど、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、コンプライアンスの徹底が企業の社会的責任を果たすための基盤であるとの認識に立ち、全社を挙げてその強化に取り組んでおります。当社では遵守すべき重要な事項を「INA Compliance Handbook」として制定し、コンプライアンス遵守のための基本的な行動指針を定め、すべての役員及び従業員が企業活動においてコンプライアンスの遵守を常に優先し、日々行動するよう徹底しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中川博司	531,200	17.71
中川賢司	448,500	14.95
田辺三菱製薬株式会社	135,000	4.50
イナリサーチ従業員持株会	121,900	4.06
オリエンタル酵母工業株式会社	100,000	3.33
日本チバガイギー株式会社	90,000	3.00
杏林製薬株式会社	53,000	1.76
篠原牧子	44,500	1.48
中川睦子	44,500	1.48
株式会社SBI証券	42,100	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芦部喜一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦部喜一	○	独立役員に指定しております。 なお、他の会社の相談役ですが、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係 その他の利害関係はありません。	社外にて培った企業経営に関する高い見識と 経験を当社の経営に反映すべく、選任しております。 独立役員に指定した理由は、一般株主の方と 利益相反が生じる事由がなく、中立的な立場で 経営の意思決定、執行に関して監督・助言する ことが期待できるためあります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人から監査計画の概要、監査重点項目等について説明を受けるほか、必要に応じて監査法人の往査の立会い、監査講評の報告会出席及び内部統制の整備状況等について情報の共有化と意見交換を行っております。

当社では、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、経営組織、制度及び業務運営が法令等に準拠し、有効かつ効率的に執行されているかを検証・評価しております。

監査役と内部監査室については特に連携が必要であり、監査役と内部監査室全員による連絡会を開催し、監査方針、監査計画及び監査結果との改善状況並びに内部統制の整備状況等に関する報告と意見交換を行っております。その他、年間を通じて情報の共有化に努めるとともに、子会社監査の往査などについて必要に応じて連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松崎堅太朗	他の会社の出身者													
浦野正敏	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松崎堅太朗	○	独立役員に指定しております。 なお、公認会計士事務所を開設されていますが、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	地元において公認会計士事務所を開業しており、国際会計分野にも精通していることから、海外子会社の経理・財務面での提言を受けております。公認会計士・税理士としての経験と専門知識に基づく助言・監督をいただけると判断し選任しております。 独立役員に指定した理由は、一般株主の方と利益相反が生じる事由がなく、中立的な立場で経営の意思決定、執行に対する妥当性等を監査することが期待できるためであります。
浦野正敏	○	独立役員に指定しております。	上場企業の取締役・監査役を永年努めた経験から、当社の経営に有効な助言・監督をいただけるものと判断し、選任しております。 独立役員に指定した理由は、一般株主の方と利益相反が生じる事由がなく、中立的な立場で

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は前年度の業績と連動して決定されているため、現時点ではそれ以上にインセンティブを付与する必要はないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成21年6月26日開催の株主総会において決議された年額1億円(うち社外取締役分300万円以内)の範囲内において、取締役会の承認に基づいて支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議の範囲内で、当社の事業規模及び各取締役の職務内容、責任の大きさ、業務執行の状況、貢献度等を勘案の上、取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬につきましては、株主総会決議の範囲内で、監査役としての活動状況等を勘案の上、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする担当部門は特に決めておりませんが、状況に応じて、内部監査室、総務部、経理部で適宜対応しております。また、取締役会の議事、その他必要な情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)現状の体制の概要

【業務執行】

経営の意思決定機関である取締役会は6名(男性6名)の取締役から構成されており、毎月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行の状況を監督しております。なお、1名は社外取締役で、中立的な立場から経営に対する監督・助言を行っております。また、経営全般において迅速かつ適切な意志決定ができる体制を実現するべく、経営の意思決定支援機関として執行役員7名(男性7名)で構成される経営会議を設置しております。経営会議は、月2回の開催を原則としており、取締役会決議事項以外の経営の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役会の決議事項について必要に応じて事前に検討を行っております。

【監査・監督】

当社は平成19年11月7日開催の臨時株主総会において監査役会を設置しており、常勤監査役1名(男性)、非常勤監査役2名(男性2名)から構成されております。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役等から業務執行状況に関する報告を受けております。また、監査役監査方

針及び監査計画に基づき経営の適正な監督を行うとともに、内部監査室との連携の下、業務監査を行い、隨時必要な提言・助言及び勧告を行っております。

当社は、企業経営や会計などの分野における豊富な経験と高い見識に基づいた、広範かつ高度な視点で監査を実施するため、社外監査役を選任しており、非常勤監査役の2名は社外監査役であります。

内部監査は、社長直轄組織である内部監査室が行っております。経営組織、制度及び業務運営が法令等や社内規程に準拠し、有効かつ効率的に執行されているかの観点から監査を実施し、その結果を社長に報告しております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。会計監査業務の執行は、指定有限責任社員（業務執行社員）である公認会計士白井正氏、小松聰氏の2名が行っており、他に公認会計士2名及びその他2名の計4名がその業務の補助を行っております。また、当社と有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(2)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況など

取締役会は定例で月1回開催し、経営上のあらゆる課題やリスク回避について議論を行っており、監査役は全ての取締役会に出席し、意見を述べております。その他、常勤監査役は会社の重要な会議に全て出席し、あらゆる角度から会議の内容を分析し、情報収集を行っております。監査役会は毎月1回開催し、取締役会並びに会社の重要な会議に出席した内容をもとに協議し、情報を共有するとともに監査計画の策定、見直しを行っております。また、会計監査人から監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて隨時情報交換を行っております。

内部監査室は目標の進捗状況、各種法令及びこれに準拠した社内ルールや規則の遵守状況、リスクマネジメントの管理、対応状況などを中心に各部署を監査し、その結果を分析し、代表取締役に報告しております。代表取締役はこの報告をもとに改善を指示し、経営の効率化及びリスク回避を行っております。

(3)監査役の機能強化に向けた取組み状況

社外監査役2名はいずれも当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有していない独立性の高い監査役であり、常勤監査役は当社に従業員として20年以上在籍し、海外子会社勤務、総務部長を経験、執行役員就任後も内部監査室長、試験研究センター副センター長を歴任するなど当社の業務全般に精通しております。また、各監査役は必要に応じて随时、業務担当取締役又は執行役員と意見交換を行うなど、経営監視強化に努めています。

(4)取締役、監査役が会社との間で締結している責任限定契約について

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は企業価値の向上を図るために、法令遵守はもとより、経営における透明性を確保し、経営管理機能を強化することが重要と考えております。そのため監査役会を設置し、取締役会及び監査役会の機能強化を中心とした企業統治の充実を図っております。

また、社外取締役、社外監査役を招聘し、より経営の透明性を確保していくことで、株主、投資家等の皆さまの信認を得られるものと考えております。

社外取締役は、豊富なビジネス経験及び経営経験を通じて培った幅広い識見から、当社の経営全般についてご指導をいただいております。

社外監査役は、職務経験を通じて培った高度な専門性を活かし、当社の企業統治レベルの向上に貢献していただいております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月29日の株主総会開催日に対し、2016年6月10日に招集通知を発送するとともに、同日TDnetにて縦覧し、ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社及び当社グループの情報開示に関する考え方や情報開示方法等をまとめた「ディスクロージャーポリシー」を制定し、ホームページに掲載し公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算のアナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。平成28年3月期は東京で実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及びアナリスト向け決算説明会で使用した資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門は総務部であります。IR担当役員は代表取締役社長 中川賢司、情報開示担当役員は執行役員 総務部長 野竹文彦であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「INA Compliance Handbook」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「INA Compliance Handbook」の中でCSRを最重要課題として位置付けるとともに、年度の経営計画の中で環境目標を定め、実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「INA Compliance Handbook」の中で、関係法令・規則に則り、タイムリーに適正かつ正確な情報を開示することを規定しております。
その他	女性の役員・執行役員はありません。執行役員以外の部長職6名の内、女性1名(16%)を登用しております。その他管理職(部長代理・リーダー)15名は男性であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況】

当社は、健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応えた良質な企業統治体制を確立するため、当社グループにおけるリスクマネジメントと有効な内部統制の構築・運営を図ることを重要課題としております。平成20年1月15日開催の取締役会におきまして、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制」(会社法第362条第4項6号)を整備するための方針として「内部統制システムの基本方針」を定めました。また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)への対応として平成27年5月15日開催の取締役会におきまして基本方針の内容を一部改定いたしました。この基本方針に従って、より効率的かつ実効性のある内部統制システムの構築・運営を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 「INA Compliance Handbook」に基づき、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に準じた行動を確保するための体制を確立する。
- 2) 当社のコンプライアンス委員会のもと、当社グループ横断的なコンプライアンスの推進を図る。当社グループのコンプライアンス状況については、必要に応じて当社の取締役会に報告するものとする。
- 3) 社内コンプライアンス推進者及び社外コンサルティングによるコンプライアンスヘルplineを構築し、効果的な運用を図る。
- 4) 社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に監査を実施し報告することで、社長及び常勤監査役が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況を常に把握する。
- 5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、当社の「反社会的勢力排除宣言」、「INAコンプライアンス行動規範」に従い、組織全体として毅然たる態度で臨むものとし、反社会的勢力との取引を一切排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告など取締役の業務執行に係る情報は、法令、情報セキュリティポリシー基本方針、文書管理規程及び関係社内規程の定めるところに従い適切に保存・管理する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

事業上のリスクについては、「リスクに対する基本ポリシー」に従って対応し、必要に応じてそれぞれの担当部門が規程及びマニュアル等を整備し、周知・徹底を行う。当社子会社は本ポリシーを準用するものとし、当社社長が当社グループの統括管理を行う。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- 1) 取締役会は当社グループの中期経営計画及び年度経営計画を策定し、各部門担当取締役はそれらに沿った具体的、効率的な職務遂行体制を構築する。
- 2) 取締役会規程及び組織規程において、取締役、各担当部門及び使用人の責任を明確にする。
- 3) 各部門担当取締役は、職務の遂行状況を取締役会において定期的に報告し、施策及び効率的な職務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- 4) 取締役会の下部組織として経営会議を設置し、取締役本来の職務執行に専念できる体制を整えるとともに、取締役の意思決定支援を行う。
- 5) 業務の執行に当っては、稟議規程に従って所定の権限者の承認を得て行う体制を整備する。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制については、必要に応じて、当社の各担当部門が指導・監督する。また、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況を的確に把握し、適正な取引を行う体制を整備する。
- 2) 当社の基幹事業に重要な影響を与える子会社には、必要に応じて、当社の監査役もしくは内部監査室が監査を実施するとともに、当社の監査役及び内部監査室がモニタリングを行い、必要に応じて監査を実施することにより、子会社の適正な業務の運営を維持する。
- 3) 子会社の運営方針の決定や重要な研究開発、設備投資等の意思決定に当っては、当社の経営会議において事業戦略上の目的とリスク状況を踏まえ、十分な検討を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会事務局を設置し、当該使用人を監査役会事務局に配置するものとする。
- 2) 当該使用人は、監査役より指示・命令された監査業務に関して、取締役、所属部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- 3) 取締役は前号の使用人の独立性に配慮し、当該使用人の人事考課については監査役が行う。
- 4) 当該使用人の人事異動、報酬等その他雇用条件に関する事項については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定する。

7. 当社及び当社子会社取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令等の違反行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告する。
- 2) 監査役に対し、監査役が必要と判断した重要会議に出席する権限及び重要な議事録、稟議書の閲覧権を付与する。
- 3) 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等を報告する。
- 4) 当社グループは、通報を行った者が当該通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- 1) 監査役は定期的に社長と会合を持ち、意見交換することができる。
- 2) 監査役は監査業務の必要に応じて弁護士、会計士等の専門家の助言を受けることができる。
- 3) 監査役は会計監査人及び内部監査室並びに子会社の内部監査室と円滑に連携して、取締役の業務の執行状況及び使用人の業務状況等を的確に把握することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に関する基本方針と体制整備状況】

当社は、医薬品・食品等に関連する研究支援会社としての社会的責任を強く自覚し、誠実かつ公正な事業活動を行うため、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体等との絶縁を掲げております。

平成19年11月7日開催の取締役会において、反社会的勢力等排除宣言を採択し「INA Compliance Handbook」、「リスクに対する基本ポリシー」を通じ役員・全従業員への周知徹底を図るとともに、総務部が中心となり、警察、その外郭団体等との不測の事態に備えた連携関係の強化や情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

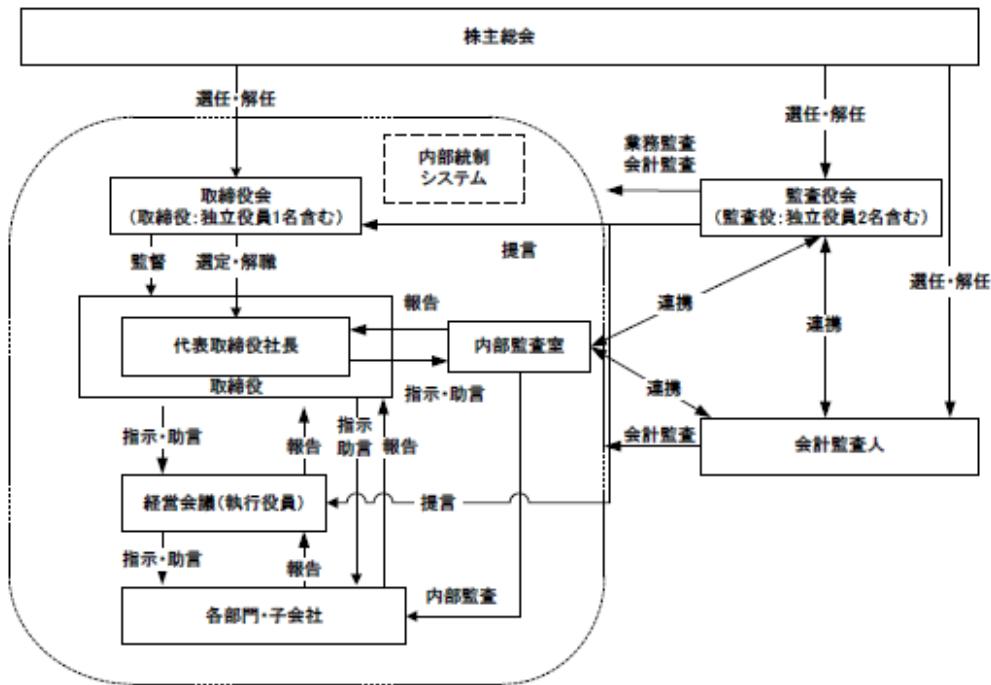
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社のコーポレート・ガバナンス体制】



【当社の適時開示体制】

